



地規 則

鳥取縣規則第十九號

砂防指定取締規則を次のように定める。

昭和二十三年三月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

砂防指定地取締規則

第一條 砂防法第二條の規定によつて、主務大臣の指定した土地において、次の行爲をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

- 一、牧 畜
- 二、木石の滑落、その他地表を荒廢させる行爲
- 三、竹木の皆伐又は間伐
- 四、開墾及び土石、竹木若しくは草根の掘採又は切芝の採取

昭和二十三年三月三十日 火曜日
第千八百九十五號

本書ノ大、ハ國定規格A列5

五、炭燒竈その他工作物の新設

第二條 前項の許可を受けようとするときは、次の事項を記載し施業十日前に出願しなければならない。

- 一、施業の場所及び地積
- 二、施業の種類
- 三、施業の目的又は事由
- 四、施業の着手及び終了豫定年月日
- 第三條 前條の願書には、施業區域を明示した平面圖を添えなければならない。
- 第四條 施業の許可を受けた者、施業を終つたときは、直ちに知事にその旨を届出でなければならない。
- 第五條 第一條の規定に違背した者は、二千圓以下の過料に處する。

附 則

第一條 この規則は、昭和二十三年一月一日から、これ

を適用する

第二條 昭和二十二年四月鳥取縣令第二十三號(砂防法ニ依ル指定地取締規則)は、これを廢止する

第三條 この規則施行前に許可したものは、この規則によつて許可したものとみなす

鳥取縣規則第二十號

榮養士免許その他の手数料徴收規程を次のように定める

昭和二十三年三月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

榮養士免許その他の手数料徴收規程

- 第一條 榮養士免許その他の手数料を次のとおり徴收する
- 一、榮養士免許手数料 參拾圓
 - 二、理容師試験手数料 五拾圓
 - 三、理容師免許手数料 參拾圓
 - 四、あんま師、はり師、きゆう師、柔道整復師試験手数料 五拾圓
 - 五、あんま師、はり師、きゆう師、柔道整復師免許手数料 參拾圓

- 六、保健婦試験手数料 五拾圓
 - 七、同免許手数料 參拾圓
 - 八、同免狀再下付手数料 拾圓
 - 九、助産婦試験手数料 五拾圓
 - 十、同名簿登録手数料 參拾圓
 - 十一、看護婦試験手数料 五拾圓
 - 十二、同免許手数料 參拾圓
 - 十三、同免許狀再下付手数料 拾圓
 - 十四、薬局開設許可手数料 貳百圓
 - 十五、醫藥品販賣業者許可手数料 參百圓
 - 十六、醫藥部外品製造業許可手数料 同
 - 十七、毒物劇物販賣營業許可手数料 百圓
- 行政區畫案若しくはその名稱又は地番の變更があつた場合の免許狀の書換については前項第八號、第十三號の規定による再下附手数料はこれを徴收しない
- 第二條 前條の規定による手数料はこれを願書に添えて納付しなければならない
- 第三條 この規則によつて納付した手数料は何等の理由

があつても返戻しない

附 則

この規則は昭和二十三年四月一日からこれを施行する

昭和二十一年四月鳥取縣令第二十八號醫藥部外品免許その他手数料徴收規程はこれを廢止する

告 示

鳥取縣告示第百三十九號

昭和二十二年閣令内務省令第一號第八條第一項の規定により八頭郡若櫻町同郡西郷村同郡大村並びに東伯郡下北條村及び西伯郡天津村同郡大和村農地委員會委員の候補者につき覺書に掲げる條項に該當する者でない旨の確認を求むべき期日を次のように指定する

昭和二十三年三月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣告示第百四十一號

昭和二十二年閣令内務省令第一號第八條第一項の規定により西伯郡庄内村長の候補者につき覺書に掲げる條項に該當する者でない旨の確認を求むべき期日を次のように指定する

昭和二十三年三月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、昭和二十三年三月三十一日より

昭和二十三年四月五日まで

鳥取縣告示第百四十一號

醫科用貴金屬配給手續規程第八條の規定による指定貴金屬販賣業者を次の通り登録する

昭和二十三年三月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

登録番號 氏名又は名稱 同上營業所々在地

- 一 平林 秀高 米子市西町貳拾番地
- 二 鶴木美喜雄 鳥取市新町四拾五番地
- 三 加藤 莊一 同東品治町百六拾六番地五
- 四 松田 啓藏 東伯郡倉吉町大字東岩倉町貳千貳百四拾九番地

00957

- 五 高木 乙松 米子市東町八拾八番地
- 六 池畑 秀之 同茶町貳拾貳番地

鳥取縣告示第四百二十二號

農業災害補償法第六條及百七條に準じ家畜に對する共濟金額並に共濟掛金率を縣下一率に次の通り定め昭和二十三年度からこれを適用する

昭和二十三年三月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

家畜共濟金額表

共濟目的	死亡應用共濟	疾病傷害共濟
牛	一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓
乳牛	五、〇〇〇圓以上	
乳牛以外の牛	三、〇〇〇圓以上	
馬	五、〇〇〇圓以上	一、五〇〇圓
山羊	一、〇〇〇圓以上	三〇〇圓
めん羊	一、〇〇〇圓以上	同
種豚	一、〇〇〇圓以上	五〇〇圓

家畜共濟の共濟掛金率表

- 一 共濟掛金期間一年以下の場合
- 共濟の目的
- 死亡應用共濟
- 疾病傷害共濟
- 生産共濟

牛	一〇、〇%	一、五%
乳牛	五、〇%	
乳牛以外の牛	二、〇%	
馬	四、〇%	二、〇%
山羊	六、〇%	二、九%
めん羊	七、〇%	三、四%
種豚	七、〇%	三、二%

鳥取縣告示第四百二十三號

昭和二十三年度における馬匹去勢の實施期日及び場所を次の通り定めるから去勢すべき牡馬の所有者又は管理者は該當馬匹を最寄の去勢所へ牽付られたい

昭和二十三年三月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

00958

去勢施行期日 開始時刻

去勢場所

四月十五日	午前十時	八頭郡船岡村家畜市場
同 十六日	同	鳥取市吉方町鳥取農林專門學校
同 十七日	同	東伯郡倉吉町家畜市場
同 十八日	同	東伯郡浦安町家畜市場
同 十九日	同	西伯郡所子村家畜市場
同 二十日	同	米子市勝田町家畜市場
同 二十一日	同	西伯郡大幡村家畜市場
同 二十二日	同	日野郡溝口町家畜市場

附記

當該市町村長は當日去勢馬匹運名簿を去勢技術員に提出すること。

選舉告示

選舉管理委員會告示第四號

鳥取縣選舉管理委員會第五回委員會を次の通り招集する。

昭和二十三年三月三十日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上 根 政 幸

- 一、招集の日時 昭和二十三年四月二日午前九時
- 二、招集の場所 鳥取縣廳
- 三、議 題

- (一) 農地委員會の委員選舉に關する件
- (二) その他

正 誤

昭和二十三年三月二日付鳥取縣公報第十八百八十七號中		
次のよう修正誤する		
頁	條項	正 誤
八	西伯郡	二八〇 二七九
九	幡郷	六 五
九	計	二、一三六 二、一三五
九	計	一、三三二 一、三三〇